4月から おちごなかい子ども園と大木戸子ども園（現・四谷保育園）で定期保育を利用できます

パートタイム勤務などの保護者の就労等で複数月継続して保育を必要とする場合に利用できる「定期保育」を、4月から、2か所の子ども園で始める予定です。

利用案内・申込書類は、2月下旬から、おちごなかい子ども園（上落合3―1―6、幼児園舎）・四谷保育園（四谷4―17）で配布します。利用には事前の登録が必要です。

【問合せ】子ども園推進課子ども園係（本庁舎2階）☎（5273）4047へ。

●定期保育の実施園

▼おちごなかい子ども園

【所在地】中井1―8―12、乳児園舎

※4月から、旧中井保育園舎を乳児園舎として使用します。

【電話番号】☎（3361）1296

▼大木戸子ども園

【所在地】四谷4―17（現・四谷保育園）

【電話番号】☎（3358）6794

●定期保育の概要

【対象】区内在住で、生後6か月～小学校就学前（「おちごなかい」は2歳児まで）の集団保育が可能なお子さん

【利用日時】月～土曜日午前8時30分～午後5時のうち8時間以内で、就労等で必要な時間

【1日の利用定員】▼おちごなかい…0歳児／1名、1歳～2歳児／4名、▼大木戸…0歳児／1名、1歳～2歳児／5名、3歳～5歳児／1名

【保育料】利用時間に応じた月額制の当月払い

●25年度の利用登録と4月からの利用申し込み

3月12日㈫～14日㈭午前10時～午後5時に、利用を希望する子ども園で受け付けます。

「おちごなかい」を希望の方は幼児園舎（上落合3―1―6）、「大木戸」を希望の方は四谷保育園（四谷4―17）へおいでください。

※25年度の登録は4月1日㈪から再開しますが、利用申し込みは3月12日㈫～14日㈭に登録した方を優先して受け付けます。

★一時的に保育が必要なときに利用できる「一時保育」も開始します。一時保育は、リフレッシュ等の就労以外の理由でもご利用いただけます。

自助・共助・公助の理念で実現する「災害に強い、逃げないですむまち 新宿」

（仮称）新宿区災害対策推進条例の制定に向けて

パブリック・コメントを実施しました

区では、災害に強いまちづくりに向けて災害対策を明確かつ体系的に示すため、「（仮称）新宿区災害対策推進条例」の制定に向けて取り組んでいます。

条例の内容について、パブリック・コメント（意見公募）を実施しました。今後、お寄せいただいたご意見を参考に条例案を作成し、平成25年第1回区議会定例会に提案します。

お寄せいただいたご意見（67件）と区の考え方は、危機管理課・広聴担当課（本庁舎3階）・区政情報センター（本庁舎1階）で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】危機管理課危機管理係（本庁舎4階）☎（5273）4592・FAX（3209）4069へ。

条例に定める主な内容

◎災害対策の基本方針

減災の視点を基本に、自助・共助・公助の理念に基づき、区・区民・事業者等がそれぞれの責務を果たすとともに、相互に協力しながら災害対策を推進します。

◎区・区民・事業者の責務

●区の責務

▼迅速で的確な災害対策の実施、都市の復興、区民生活の再建・安定

▼国・都・他の地方公共団体等との連絡調整

▼区民・事業者・防災区民組織・防災関係機関・ボランティア等との連携と協力

▼区民等の年齢・性別・言葉・文化等の違いを十分に認識した災害対策の推進

●区民の責務

▼自己の安全の確保と相互協力による生命・身体・財産の保護

▼事業者・ボランティア・区・都・その他の行政機関等との協働による災害対策、生活の再建と地域の復興

●事業者の責務

▼社会的責任を自覚し、区民等との災害対策に関する連携・協力

▼顧客・従業員・区民等の安全確保

◎区が重点的に取り組む災害対策

▼災害に強いまちづくりの推進

建築物の耐震化・家具転倒防止等の対策ほか

▼災害応急活動態勢の整備

災害時の情報収集・連絡・周知体制の確立ほか

▼地域防災力の向上

防災区民組織・防災ボランティアの育成・支援ほか

▼防災知識の普及・訓練の実施

▼災害応急対策ほか

災害対策本部を中心とした迅速な応急活動ほか

▼帰宅困難者対策

一斉帰宅の抑制の推進、一時滞在施設の確保、帰宅困難者への情報提供ほか

▼復興対策

国、都、関係機関等と連携した都市の復興、区民生活の再建と安定の推進ほか

お寄せいただいたご意見の一部を紹介します

▼ご意見…各主体（区・区民・事業者）が責任を持って、災害対策に取り組んでいくためにも、各主体の「役割」を「責務」とすべき。

【区の考え方】それぞれの主体が何を担い、行うのかという役割を明確にするとともに、責任を持って果たしていくという視点は重要だと考えます。ご意見を踏まえて、「役割」という表現を「責務」に変更しました。

▼ご意見…ぜひ、災害予防対策に力を入れてほしい。

【区の考え方】この条例の目的は、災害対策を総合的かつ計画的に推進し災害に強いまちづくりを進めることです。条例に基づき、災害予防対策を強力に推進していきます。

▼ご意見…新宿駅の乗降客数は1日350万人といわれ、震災時の対策に不安がある。

【区の考え方】条例には帰宅困難者対策に関する規定を設け、官民が連携して帰宅困難者対策を推進していきます。

所得税・住民税（特別区民税・都民税）の申告のときにご確認ください

平成24年中にお支払いいただいた「社会保険料の額」の確認方法

「国民健康保険料」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」は、お支払いいただいた全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。

お支払いいただいた額は、次の方法でご確認いただけます。

●年金からの引き落とし（天引き）で支払った方

日本年金機構等から1月中にお送りした「公的年金等の源泉徴収票」に、24年中にお支払いいただいた社会保険料の金額が記載されています。この金額は、24年中に年金から引き落とされた国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の合計の金額です。

●納付書で支払った方

納付書（領収証書）でご確認ください。

●口座振替で支払った方

預（貯）金通帳や、区から12月または1月にお送りした「口座振替払込済通知書」でご確認ください。

※24年中にお支払い方法が変わった方は、それぞれの支払額の合計金額になります。

※還付があった方は、支払額から還付額を差し引いた金額が社会保険料控除の対象です。

【問合せ】▼国民健康保険料…**医療保険年金課国保収納係**（本庁舎4階）☎（5273）4158、▼後期高齢者医療保険料…**高齢者医療担当課高齢者医療係**（本庁舎4階）☎（5273）4562、▼介護保険料…**介護保険課資格係**（本庁舎2階）☎（5273）4273へ。

国民年金保険料の控除の申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は、お支払いいただいた全額が確定申告・年末調整の社会保険料控除の対象です。控除を受けるには、支払った国民年金保険料の金額を証明する書類の添付が必要です。

24年中に納付した保険料のうち、9月30日までの納付を証明した「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、11月上旬に日本年金機構からお送りしました。確定申告の際は、この証明書と10月1日以降にお支払いいただいた国民年金保険料の領収証書を添付してください。

24年10月1日～12月31日に初めて保険料を支払った方には、2月上旬に「控除証明書」をお送りします。

【問合せ】**日本年金機構控除証明書専用ダイヤル**☎0570（070）117（月～金曜日午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く。月曜日は午後7時まで）・第2土曜日午前9時30分～午後4時）へ。050と070から始まる電話からは☎03（6700）1130へ。

高齢者の方のおむつ代を医療費控除で確定申告する方

介護保険の要介護認定を受けている方のおむつ代を、医療費控除の対象として確定申告する場合、最初に申告する年は、おむつ代の領収書に添付する医師発行の「おむつ使用証明書」が必要です。2年目からは、区が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

次の4つの要件（左記の▼）をすべて満たす方に、確認書を発行します。発行には、確定申告をする方の本人確認ができる書類が必要です。事前に、お問い合わせください。

▼おむつ代を医療費控除の対象とする確定申告が2年目以降（平成23年分の確定申告でおむつ代を医療費控除として申告した方）、▼24年中に購入したおむつ代を医療費控除で確定申告する、▼23年または24年中に介護保険の要介護認定を受けている、▼23年または24年中に記載された主治医意見書で、「寝たきりの状態で尿失禁をする可能性がある」ことが確認できる

【問合せ】**介護保険課認定第一係**（本庁舎2階）☎（5273）3643へ。

寝たきりの高齢者の方等へ障害者控除が適用されます

65歳以上で寝たきりの方や認知症で日常生活に支障のある方は、「障害者手帳の交付を受けた方」と同様の資格があるものとして認定が受けられます（認定には基準があります）。

納税者本人または被扶養者の方が認定を受けると、所得税・住民税の障害者控除が適用されます。

【問合せ】**高齢者福祉課高齢者相談係**（本庁舎2階）☎（5273）4593へ。